

印鑑登録のお手続き方法

～登録する本人が来庁される場合で、運転免許証等による本人確認ができる場合～

窓口へ来てお手続きをする方 ⇒ 登録をする本人（15歳以上）

お持ちいただくもの

⇒①本人確認書類

…運転免許証・写真つき住民基本台帳カード・パスポート・身障者手帳・船員手帳 など。

※顔写真つきのものに限りませ

※「保険証」は含まれませんのでご注意ください。

②登録する印鑑

…いわゆる「三文判」や、同じ世帯の方がすでに登録している印鑑と同一または酷似した印影（印鑑の模様）の印鑑は、登録することができません。

…その他にも登録できる印鑑にはきまりがありますので、事前に必ずご確認ください。
（詳しくは裏面をご覧ください）

③登録手数料

…登録手数料は1件につき500円です。

…登録と同時に「印鑑証明書」も申請される場合は、登録手数料のほかに証明書発行手数料として1枚につき300円が必要です。

受付窓口

⇒ 山田町役場町民課
役場豊間根支所
役場船越支所

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

お問い合わせ先

山田町役場町民課 住民記録チーム

0193-82-3111 （内線121・122）

印鑑登録について、よくお寄せいただくご質問について

Q.登録する印鑑はどんなものでよいのですか？

A.
→印鑑登録をすることのできる印鑑にはきまりがあります。以下のような印鑑は登録できません。
登録する予定のご印鑑について、事前に必ずご確認ください。

- ① 同じ世帯の方がすでに登録している印鑑と同じ、または酷似した印影(印鑑の模様)のもの
- ② 印鑑のフチが欠けているもの、または明らかに今後欠けたり変形してしまいそうなもの
- ③ 自分の氏名と関係のない字が彫られているもの
- ④ 既製品であり、同じ印鑑が大量に出回っていると思われるもの(いわゆる「三文判」)
- ⑤ 印鑑の大きさについて「一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの」

Q. 運転免許証が無いのですが、保険証で印鑑登録(即日登録)できませんか？

A.
→ 大変申し訳ございませんが、保険証のみではその日のうちの登録完了はできません。
→ 印鑑登録のお手続きは、「実印の登録」という大変重要なお手続きですので、ほかのお手続きよりも本人確認を厳格に行わせていただいております。
ご質問のような場合は「保証人登録」「照会登録」等の方法で登録することができます。(登録まで日数がかかります。各方法についてはお問い合わせください。)
お手数をおかけいたしますがご理解とご協力をお願いいたします。

Q.急いで登録をしたいのですが、どのような方法がありますか？

A.
→即日登録(登録したその日のうちに手続きを完了させること)ができるのは以下の2つの場合のみです。
① 本人が窓口においでになる+写真つきの本人確認書類と印鑑を持っている
② 本人が窓口においでになる+「保証人」の欄に記入・押印済の印鑑登録申請書と印鑑を持っている
→そのほか(代理人による申請など)の場合はご本人様宛に「照会文書」をお送りしますので、即日登録をすることはできません。この場合の方法については事前にお問い合わせください。
→提出期限等がある場合には、恐れ入りますが印鑑証明書の提出先へのご相談をお願いいたします。

Q.印鑑登録が必要な本人が「印鑑登録をすること」の意思表示ができない(自分が印鑑登録をすることについて理解ができないなど)場合はどうしたらよいでしょうか？

A.
→「印鑑登録をすること」の意思表示ができない方の印鑑登録は、どのような方法でも、一切お受けすることはできません。
→ご質問のような場合は、提出先に対して印鑑証明書の添付ができない旨、ご相談をお願いいたします。
→また、本人の財産等の管理を後見人が行う「成年後見制度」のご利用をお考えの場合は、法務局(0193-62-2337)へお問い合わせくださいますようお願いいたします。